



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 遠州トラック株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤田 邦彦
(JASDAQ・コード 9057)

問合せ先

執行役員総務部長兼経理部長

鈴木 初夫

電 話 0538-42-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 50 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が本年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、該当箇所の変更を行うものです。なお、第 28 条の変更(取締役の責任免除)に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(社外取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

現行定款	変更案
第 29 条 (条文省略) ~	第 29 条 (現行どおり) ~
第 37 条 (条文省略) (社外監査役の責任免除)	第 37 条 (現行どおり) (監査役の責任免除)
第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。	第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日 (火)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日 (火)

以 上